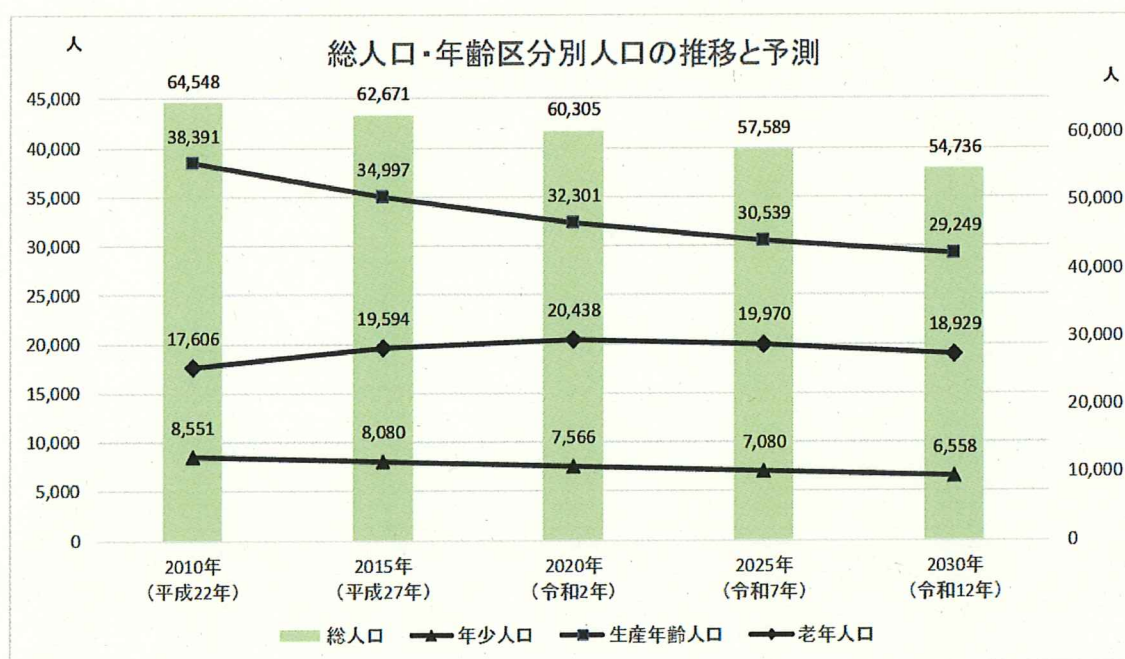


3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- **国勢調査及び**国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）によると、本市の総人口は、近年減少しており、今後も減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は一貫して減少、また、65歳以上の老年人口は令和2年をピークに減少すると推計されています。



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

4 第1期計画の取組状況

第1期計画の取組状況は、次のとおりです。

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

幼稚園の申込数は、提供量を下回る人数で推移しています。

■幼稚園(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	1,055	620	1,055	593	1,055	608	1,055	626

② 保育所(3歳以上)

保育所に申し込む3歳以上の子どもは、全体数で見ると、提供量を下回る人数で推移しています。

■保育所(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	984	923	959	871	991	879	998	870

③ 保育所・小規模保育事業所(3歳未満)

保育所・小規模保育事業所に申し込む3歳未満子どもは、全体数で見ると、提供量が申込数を下回っており、提供量が不足しています。年度末が近づくとつれて待機児童が発生している状況です。

■保育所(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	572	521	654	639	672	698	659	700

5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

「3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況」及び「4 第1期計画の取組状況」から本市においては、次のような課題があげられます。

(1) 教育・保育提供体制の充実

- 3歳未満児において、年度末に近づくにつれて待機児童が発生している状況であり、「認可保育所」に対するニーズ量に沿った保育の提供体制の整備が求められています。
- 利用する施設を選ぶ際に最も重視されていることが、職員の対応の良さとなっており、既存施設における施設・設備を充実させるだけでなく教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。優秀な人材を確保するためには、教諭や保育士の社会的地位を向上させ、若い世代がこの分野を目指しやすい環境を整えることが必要となります。また、就学前保護者に保育士、幼稚園教諭の資格について尋ねたところ資格保持者は8.7%となっており、就労するための条件として「勤務時間(39.7%)」、「勤務体制(常勤か否か)31.7%」、「勤務場所(30.2%)」があげられております。潜在的な人材を有効に活用するための施策の検討が必要となります。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 小学校低学年(1~3年生)での放課後児童クラブの利用希望は55.9%、小学校高学年(4~6年生)での利用希望は32.2%となっており、一定のニーズがあります。一方、放課後児童クラブの評価で満足度が最も低いものは「利用できる学年(満足度51.2%)」であり、小学校区によっては高学年までの受入ができていないところもあることから放課後児童クラブにおける保育環境の充実のため放課後児童クラブの整備に計画的に取り組む必要があります。
- ファミリーサポートセンターの認知度は就学前保護者で72.8%、小学生保護者で85.0%と比較的高いにもかかわらず、利用経験は就学前保護者で3.3%、小学生保護者で2.9%と目立って低い状況です。ただし、「知っているが、利用したことはない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「提供会員に預けるのが不安だから」、「しくみがよく分からないから」、「急に利用しにくいから」が20%台で並んでおり、ファミリーサポートセンターの制度自体の周知や提供会員の資質の向上に努め、誰もが気軽に利用しやすい環境づくりが求められています。また、依然として提供会員が不足している状況は変わりなく、育児を積極的に援助できる提供会員を増やすことが必要です。

(3) 子育て世代への地域支援の充実

- 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制としては、「保健センターの育児相談・育児学級」のほか、「子育てコンシェルジュ」、「ヤングテレホンさんようおのだ」、「家庭児童相談」等多岐にわたります。ただし、ニーズ調査結果をみると、就学前保護者の利用経

(6) 専門的な支援を必要とする子どもへの充実した支援

- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止のための関係機関との情報交換及び連携を密にとるとともに、児童虐待防止対策の取組の周知徹底を通して、虐待防止ネットワークの強化を図ることが必要です。
- 重要度の高い子育て支援策として「子育てやいじめ問題などの各種相談窓口」があり、保護者の関心の高さが示されています。今後も引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含め、学校、保護者、教育委員会が連携して、相談対応等児童・生徒・保護者の支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」、「ひとり親家庭医療費支給事業」、「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が行われており、持続して実施していく必要があります。また、ハローワークと連携し、ひとり親家庭の保護者の就労と自立促進を継続して実施する必要があります。
- 公立保育所での医療的ケア児の受入を開始しましたが、更なる障がい児に対する各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や、発達障がい児の早期治療体制を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(7) 育児と仕事の両立に対する支援

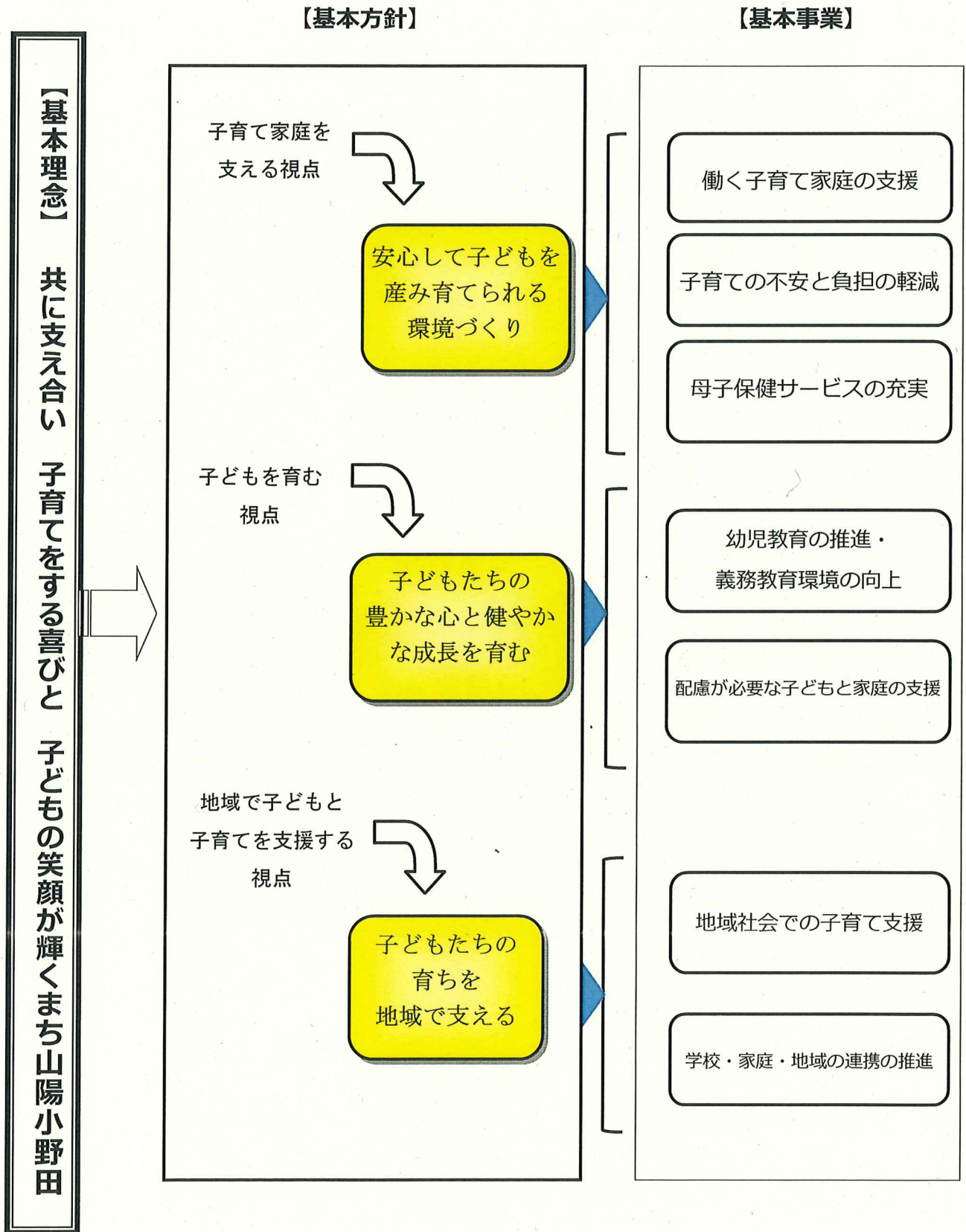
- 「育児休業」の取得状況をみると、母親利用 55.8%、父親利用 3.9%となっており、父親の取得率が著しく低く、今後は、母親、父親ともに利用しやすい環境を整備する必要があります。

(8) 安全・安心なまちづくりの推進

- 小学生保護者において、「子どもが安心して遊べる場所の整備」は重要度が高いにもかかわらず、不満の割合も多いため、市内の公園が安全で快適に利用できるよう、安全点検、補修などの維持管理を引き続き実施する必要があります。
- 交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施している交通安全指導や交通安全教室等を継続して実施していく必要があります。また、通学路の安全対策についても、定期的に確認を行い、随時、改善を図っていく必要があります。

○子育て支援施策を体系に示すと、以下のとおりです。

■施策体系図■



1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 働く子育て家庭の支援

子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るための支援体制として、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、子育てに関する相談機能の充実や支援サービスの情報提供を図ります。

【課題への対応】

- 放課後児童クラブ事業において、全てのクラスで全学年の受入ができるよう支援員確保方策の検討や施設整備等について取り組みます。
- 幼児教育・保育施設の受入体制の充実と保育士確保方策を検討します。

【個別事業の取組】

①保育サービスの充実

事業名	内容	担当
保育所等施設型給付事業（私立12園及び管外保育所）	保育事業を私立保育所（12保育園）及び管外保育園に委託し、その運営費を給付します。	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格（運営費）を施設型給付費として支給します。平成27年度に1園が、平成28年度に1園が、令和元年度に1園が新制度に移行しました。	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業	民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行います。	子育て支援課
幼児教育の無償化に関する事業	3歳以上の児童及び <u>非課税世帯の3歳未満の児童</u> の認可保育所・幼稚園等の保育料無償化に加えて、認可外保育所、病児保育所、ファミリーサポートセンター、預かり保育等も対象とします。	子育て支援課
公立保育所看護師配置事業	公立保育所に看護師を配置し、 <u>医療的ケア児</u> の受入体制を整備します。	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業	幼稚園又は保育所に入所する第3子以降の児童の保育料について、減免又は助成を行います。	子育て支援課
一時預かり事業	<u>私立保育所又は私立幼稚園</u> で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付します。	子育て支援課

交通遺児助成金支給事業	交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給します。	学校教育課
-------------	---	-------

④働く場の確保

事業名	内容	担当
子育て女性等就職応援事業 (再就職実践研修)	結婚、出産等による離職から再就職を希望する女性を対象に、就業再開するために必要な知識、技能を習得できる機会を提供し、地元事業所に就業できるように支援します。	商工労働課

(3) 母子保健サービスの充実

妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を実施するとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実を図ります。

【個別事業の取組】

①妊産婦の心身の健康に対する支援の充実

事業名	内容	担当
妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査補助券を交付 (14回+2回) し、妊産婦健康診査を実施します。産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付します。保健師が面接を行い、母子保健事業の紹介や必要に応じて保健指導を行います。	健康増進課
定例健康教育 (マタニティスクール)事業	初妊婦夫婦を対象に、父親の育児参加を促し夫婦で主体的に出産や育児に取り組む意識を持つよう教室を開催します。	健康増進課
定例健康教育 (育児学級・ステップアップ教室)事業	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、医師の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、育児学級を開催します。また、離乳食から幼児食への移行、う歯予防のためのステップアップ教室を開催します。	健康増進課
定例育児相談 (すくすく相談)・随時育児相談事業	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催します。また、不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時の相談も対応します。	健康増進課

母子家庭訪問指導事業	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合に訪問し訪問指導を実施します。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳児健康診査や幼児健康診査等を行い、運動機能、視聴覚等の障がい、発達障がいを持った子どもを早期発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図ります。	健康増進課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。	健康増進課
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康増進課

②不妊治療に対する支援の充実

事業名	内容	担当
不妊治療費助成事業	<u>次世代育成支援の一環として</u> 不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。	健康増進課
不妊相談・不妊症治療	「子供がほしいけどなかなかできない…」といった悩みなどに専門員が応じます。	市民病院

③産科医療体制の充実

事業名	内容	担当
助産師外来	妊娠26週の時点で、助産師外来を設け患者1人当たり1時間の枠を用意し、妊娠、分娩、産後のさまざまな不安やトラブルを解消できるよう支援します。	市民病院
マタニティヨガ	専任のインストラクターによるマタニティヨガを開催します。腰痛や肩こり、足のつり、足の付け根の痛みなどの妊娠に伴う不快症状が改善し、また、予防できます。	市民病院
パパママ教室～ベビークラス	健康で楽しく育児ができるよう、育児相談、栄養相談等を行います。	市民病院
母乳外来	母乳不足感や乳房トラブル、断乳など、退院後から卒乳まで助産師がおっぱいのケアとともに、アドバイスをを行います。	市民病院

(2) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

未就学障がい児の療育体制の整備や児童虐待等の問題に対して、適切に対処する関係機関ネットワークを充実させるとともに、ひとり親家庭への相談機能の向上や自立に向けた支援サービスの充実を図ります。

【課題への対応】

- 要児童保護対策地域協議会を中心として、関係機関との連絡を密に取り、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに児童虐待防止の啓発活動を引き続き行います。
- 家庭児童相談員と子育て世代包括支援センター及び子育てコンシェルジュとの連携を密にし、家庭児童相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な支援や就労の斡旋などの支援を行います。
- 障がいのあり、又は支援が必要な子どもたち一人ひとりに応じた教育や支援体制の整備に努めます。

【個別事業の取組】

①相談体制の充実

事業名	内容	担当
家庭児童相談事業	子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応します。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止、発達障がい児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携の強化を図ります。	子育て支援課
ひきこもり対策事業	ひきこもり状態にある者（半年以上、学校などに行かず、家族以外との親密な関係がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）やその家族が地域の中で相談できるよう支援します。	健康増進課
DV相談体制の充実	複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応を行います。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組みます。	市民生活課

②ひとり親家庭への支援の充実

事業名	内容	担当
児童扶養手当支給事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課

用されるように取り組みます。

【個別事業の取組】

①地域活動の支援

事業名	内 容	担当
ファミリーサポートセンター事業	子育ての <u>援助を受けたい人と援助ができる人</u> による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行います。	子育て支援課
地域組織活動育成事業	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
母子保健推進員の活動(子育て輪づくり)	母子保健推進員が、保健師と連携しながら妊婦や乳幼児の家庭訪問や、子育ての相談相手、輪づくりサークルの開催などの活動を行います。	健康増進課
市民活動支援事業	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進します。	市民生活課

②安心・安全な環境の整備

事業名	内 容	担当
児童遊園施設整備事業	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行います。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行います。	子育て支援課
交通安全事務	交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進します。	市民生活課
防犯外灯助成事業	防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図ります。	市民生活課
公園管理運営事業	都市公園等について、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理等を行います。	都市計画課

(2) 学校・家庭・地域の連携の推進

学校教育や社会教育、家庭教育の連携を強化し、学校、家庭、地域が一体となって、学校教育を含む地域教育力の向上を目指します。

1 教育・保育提供区域等の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。

① 教育・保育提供区域

第1期計画において市全域を1区域としており、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、第2期計画においても市全域を1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業提供区域

教育・保育提供区域と合わせ、「市全域」とします。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努めます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域住民との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域住民は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「生きる力」を育むため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が働きやすい職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、学校等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体との相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

~~また、保育を利用する子どもが小学校就学後、円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。~~

3 計画の実施状況の点検・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」における意見を参考として、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、結果を公表します。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。